

## 静岡市創生・SDG s 推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、静岡市創生・SDG s 推進会議（静岡市創生・SDG s 推進会議設置要綱（平成27年4月1日施行）第1条に規定する静岡市創生・SDG s 推進会議をいう。以下同じ）と連携し、人口の減少及び国が政策として掲げる地方創生に対する基本的な戦略方針として策定した静岡市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）の見直し、静岡市総合戦略（以下「総合戦略」という。）及び持続可能な開発目標（以下「SDG s」とする。）の推進に当たり、専門的見地からの意見又は提言を求め、及び総合戦略に基づく施策等の効果を検証するため、静岡市創生・SDG s 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口活力維持策の推進に関すること。
- (2) SDG s の推進に関すること。
- (3) 地方創生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人口ビジョン及び総合戦略の見直し並びに総合戦略に基づく施策等の効果の検証に関し、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、会長、副会長及び本部員をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長2人を、本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進本部の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、会長が招集する。

- 2 推進本部は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進本部は、第2条各号に掲げる所掌事項に関して、詳細な調査等を進めるために  
必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画局企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
市理事
教育長
公営企業管理者
連携調整監
総務局長
危機管理統括監

企画局長
デジタル統括監
財政局長
市民局長
葵区長
駿河区長
清水区長
観光交流文化局長
環境局長
保健福祉長寿局長
保健衛生医療統括監
保健所統括監
子ども未来局長
経済局長
海洋文化都市統括監
農林水産統括監
都市局長
建設局長
会計管理者
消防局長
上下水道局長
教育局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長